

(農林水産委員会)

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立

行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人農林水産消費技術センター等三法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等二人の統合のために、関係法律について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正

独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所を解散し、これらの業務を独立行政法人農林水産消費安全技術センターに承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定等の改正を行う。

二、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

独立行政法人林木育種センターを解散し、この業務を独立行政法人森林総合研究所に承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定の改正を行う。